

保護者 様

インフルエンザ罹患後の療養報告について

ろっくひよこプリスクール
園 長 井 草 晃

お子さんは、インフルエンザのため、他の人に感染させる恐れのある期間に配慮し、子どもの病状が園における集団生活に支障がない状態に回復してから登園していただくようお願いします。インフルエンザの登園再開のめやすは下記のとおりです。

＜インフルエンザの登園再開のめやす＞
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること。」

登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、園へ提出をお願いします。

保護者が記入

施設長 様

インフルエンザにおける療養報告書

組 氏名 _____

- 1 診断を受けた医療機関： _____
- 2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A型 B型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登園再開日：令和 年 月 日
（登園再開には下記の「登園再開のめやす」1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

登園再開のめやす	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて3日を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

●インフルエンザの対応について●

・インフルエンザによる出席停止期間について：発症後5日間経過かつ解熱後3日経過していること

例	発症日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 <u>1日目</u> に 解熱した 場合		解熱 	1日目 	2日目 	3日目 		登園 OK 		
発症後 <u>2日目</u> に 解熱した 場合			解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK 		
発症後 <u>3日目</u> に 解熱した 場合				解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK 	
発症後 <u>4日目</u> に 解熱した 場合					解熱 	1日目 	2日目 	3日目 	登園 OK 

※ 「発症した後 5 日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を 0 日とし、翌日を 1 日目として、その日から数えて 5 日を経過した日となります。

「解熱した後 3 日」とは、解熱した日を 0 日とし、翌日を 1 日目として、その日から数えて 3 日を経過した日となります。

※「発症した後 5 日」、「解熱した後 3 日」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登園再開とはなりません。登園再開には、両方の基準を満たす必要があります。

※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の登園のめやすを満たすこと。

（新型コロナウイルスの登園のめやす：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快し1日経過していること）

※登園再開日に必ず療養報告書の提出をお願いします。提出がない場合や、記載内容に誤りがある場合には登園出来ませんのでご注意ください。

感染症の流行により下記の内容が発生した場合は休園となります。

- 1:県や市の行政から休園措置の要請があった場合。
- 2:園内で発生が確認され、臨時休園が必要と認めたとき。
- 3:園職員の感染により保育に支障が生じ、臨時休園が必要と認めたとき。